

令和5年3月9日

日野川流域水利用協議会委員 各位

日野川流域水利用協議会会長
国土交通省日野川河川事務所長

令和4年度日野川流域水利用協議会（第7回）の開催（書面議決）について（依頼）

平素より日野川水系における水利行政につきましては、格別のご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

「日野川流域水利用協議会渇水対応タイムライン」について、別添のとおり見直し案を作成しました。つきましては、書面表決で決議したいと思いますので、承認をお願い致します。渇水対応タイムラインの見直し案については、令和4年11月30日に開催しました日野川流域水利用協議会幹事会において協議し、その後の意見集約結果も考慮し作成しております。別添の書面表決書にご記入頂き、メールにて令和5年3月16日（木）必着で、ご提出くださいますようお願い致します。

なお、議決の結果につきましては、改めてご連絡させていただきます。皆様からの承認を頂き、「日野川流域水利用協議会渇水対応タイムライン（改訂版）」を策定した場合は、日野川河川事務所HPで公表、及び記者発表をさせていただきます。

【送付資料】

- 書面表決書
- 日野川流域水利用協議会 渇水対応タイムライン（見直し案）
- 日野川流域水利用協議会 渇水対応タイムライン（見直し案）（説明資料）

【問い合わせ先】

日野川流域水利用協議会事務局
国土交通省日野川河川事務所
調査設計課 稲田、河村、仲田
TEL(0859)27-2420／FAX(0859)27-9131
メールアドレス：nakada-m87dc@mlit.go.jp

書 面 表 決 書

令和 年 月 日

協議会委員： _____

日野川流域水利用協議会（第7回）における下記議案について、次のとおり表決します。

議 案	賛 成	反 対
日野川流域水利用協議会 渇水対応タイムライン (見直し案)		

「賛成」・「反対」いずれかの欄に○印を記入してください。

(ご意見等あれば記入して下さい。)

担 当 者： _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

※議決の結果について、メールで連絡させて頂きたいと思いますので、メールアドレスの記入をお願いします。

※メールにて**令和5年3月16日（木）必着**で、提出をお願い致します。

日野川流域水利用協議会 事務局
(日野川河川事務所調査設計課)
FAX (0859) 27-9131
E-mail : nakada-m87dc@mlit.go.jp

令和5年3月20日

日野川流域水利用協議会委員 各位

日野川流域水利用協議会会長
国土交通省日野川河川事務所長

令和4年度日野川流域水利用協議会（第7回）（書面議決）の結果について

平素より日野川水系における水利行政につきましては、格別のご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

日野川流域水利用協議会（第7回）は書面での議決とし、全委員様より書面表決書のご提出を頂きました。その結果につきまして、下記のとおりご報告いたします。

記

議案「日野川流域水利用協議会渇水対応タイムライン（見直し案）」については、承認されました。

ご承認頂きました「日野川流域水利用協議会渇水対応タイムライン」（R5.4.1 改訂版）につきましては、令和5年4月1日より運用を開始します。また、日野川河川事務所HPで公表、及び記者発表をさせていただきます。

書面表決書において頂いた意見を取りまとめました（別紙1）ので、確認をお願いします。また、鳥取県企業局より「日野川渇水時における日野川工業用水に関する取水制限値の見直し（案）」（別紙2）の提出がありましたので、共有します。具体的な基準値につきましては、取水制限開始前の協議会において諮って頂くこととします。

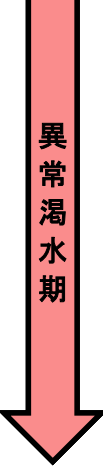
不明な点等ありましたら、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

日野川流域水利用協議会事務局
国土交通省日野川河川事務所
調査設計課 稲田、河村、仲田
TEL(0859)27-2420／FAX(0859)27-9131
メールアドレス：nakada-m87dc@mlit.go.jp

日野川流域水利用協議会 渇水対応タイムライン

事前渇水行動計画(日野川)

管沢ダム 貯水量(率) (※2)	車尾堰地点 流量(※1)	渇水の状況	調整の目安	河川管理者	発電事業者	工業用水、水道用水 利水者	かんがい用水 利水者	
	日平均 5m3/s以上	 渇水発生前	平時	【適正な河川管理】 ◇河川環境の確認	【適正な施設管理】 ◇取水・送配水施設の点検・整備 ◇施設等の水回りの整備・点検	【適正な施設管理】 ◇取水・送配水施設の点検・整備 ◇施設等の水回りの整備・点検	【適正な施設管理】 ◇施設等の水回りの整備・点検	
				【事前行動:情報収集】 ◇気象情報など情報収集	【事前行動:情報収集】 ◇気象情報など情報収集	【事前行動:情報収集】 ◇水資源や節水に関する広報 ◇気象情報など情報収集	【事前行動:情報収集】 ◇水資源や節水に関する広報 ◇気象情報など情報収集	
				▼渇水調整の事前予告(日平均6m3/s程度)	◇渇水調整の事前予告(日平均6m3/s程度)	◇渇水調整の事前予告(日平均6m3/s程度)	◇渇水調整の事前予告(日平均6m3/s程度)	
	日平均 5m3/s未満	 自主節水期	日野川堰を越流しなくなる (日野川堰6m3/s程度) 日野川堰を継続して 越流しなくなる	▼発電放流量(時間)調整 (日野川第一発電所、黒坂発電所)	【適正な河川管理】 ◇河川環境の確認、流況の把握 ◇発電事業者との調整(発電放流量、交互運転等) ◇HPIに渇水情報の掲載	【適正な施設管理】 ◇河川・ダム管理者との調整 ◇発電事業者間での調整 【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水呼びかけ 【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備(準備)	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水呼びかけ 【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備(準備)
				▼水利用協議会(幹事会) ※取水制限実施について事前情報共有	【適正な河川管理・情報発信】 ◇適正な利水補給、河川環境の確認、流況の把握 ◇発電事業者との調整(発電放流量、交互運転等) ◇水利用協議会(幹事会)の招集・開催 ◇HPIに渇水情報の掲載 ◇渇水状況広報 記者発表 ◇取水制限時の連絡網の構築	【適正な施設管理】 ◇河川・ダム管理者との調整 ◇発電事業者間での調整 【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇水利用協議会の参加	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水呼びかけ 【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇水利用協議会の参加 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備 ◇取水制限時の連絡網の構築	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水呼びかけ 【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇水利用協議会の参加 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備 ◇取水制限時の連絡網の構築
				▼水利用協議会開催(第1回) ※取水制限実施について協議	◇水利用協議会の招集・開催 (車尾堰地点で日平均流量1m3/sを下回る恐れがある場合)			
	日平均 1m3/s未満	 異常渇水期	車尾堰を継続して越流しなくなる 一率10%取水制限 一率15%取水制限 一率20%取水制限 ●%取水制限 ⋮	車尾堰地点日平均流量が1m3/sを下回った段階で取水制限開始 (以降 随時制限量 増) ▼水利用協議会開催(第●回) ※取水制限強化について随時協議	【適切な河川管理】 ◇渇水対策支部の立ち上げ ◇適正な利水補給、河川環境の確認 ◇発電事業者との調整(発電放流量、交互運転等) ◇被害情報等の収集 ◇取水制限後の取水量確認 ◇HPIに渇水情報の掲載 ◇渇水状況広報 記者発表 ◇慣行水利権者へ節水呼びかけ(市町村対応含む) ◇水利用協議会の招集・開催	【適正な施設管理】 ◇河川・ダム管理者との調整 ◇発電事業者間での調整 【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇水利用協議会の参加	【渇水対策強化】 ◇工水、上水 10%取水制限 ◇利水者への節水呼びかけ等の強化 ◇利水者との調整強化 【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇被害状況の収集 ◇水利用協議会の参加	【渇水対策強化】 ◇農水 10%取水制限 ◇利水者への節水呼びかけ等の強化 ◇番水等の実施強化 ◇バルブ調節、ゲート調整強化 【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇被害状況の収集 ◇水利用協議会の参加

※1 車尾堰地点流量とは日野川堰、法勝寺川堰の流量を加えたものから最下流の利水者が取水した後の流量です。
※2 菅沢ダム貯水量(率)について、菅沢ダム貯水量での運用は行っていないため設定しておりません。

注1 このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため「車尾堰地点流量」に応じて想定される対策、行動を示したものです。
注2 基本的にこのタイムラインに基づき各機関が行動することとしますが、各機関のその時の状況及び立場により適宜行動を変えることも差し支えないこととします。